平成２８年（フ）第１１５６号
千葉県市川市塩焼３丁目７番25号（ハイツビレッジランド103号）
債務者　髙木　亜衣
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１７５号
千葉県船橋市海神６丁目11番５号　ピュアハウス203号
債務者　囲　　武志
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１８４号
千葉県市原市北国分寺台４丁目10番地11　ハイツ若葉Ｂ－203
債務者　茶圓　和広
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１８９号
千葉県八千代市勝田台１丁目15番地　Ｂ棟403号
債務者　岸本　陽子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２０４号
千葉市中央区仁戸名町628番地１　イーストサイド63　301号
債務者　吉岡　亜希（旧姓谷淵）
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２２１号
千葉県白井市富士189番地の18　テラスハウスＹａｍａｄａ　101
債務者　渡邉　純子
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２２３号
千葉県成田市囲護台1228番地３（メゾンミハシ105号室）
債務者　小髙　和江
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２２８号
千葉県印旛郡酒々井町酒々井1557―29、住民票上の住所千葉県佐倉市田町78番地２
債務者　黒沢　光信
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２３６号
千葉県佐倉市宮ノ台１丁目６番18号
債務者　佐藤　正則
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２４６号
千葉県成田市並木町219番地157（ジュネスアキバ105号室）
債務者　小松　和博
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１３３号
千葉県山武市白幡2040番地２　かぐら台ハウス１
債務者　増田美佐子
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第４７１号
川崎市川崎区小田４丁目２番17号　国吉方
債務者　月星　正美
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５２０号
川崎市川崎区日進町１番地　サンスクエア川崎　７－1101
債務者　佐藤　智子
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５３８号
川崎市川崎区大島３丁目25番10号　ハイツ第３公園　305
債務者　棚田　綾子
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５５５号
川崎市川崎区江川１丁目10番２号　フレンズマンション　102
債務者　久保　祐一
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３２９号
静岡県伊豆市土肥859番地の１　アサカマンション103号、前住所静岡県裾野市岩波46番地コンフォートヒルＢ101
債務者　鈴木　三範
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係